

- ◆ 令和6年12月に  
健康保険証は廃止されます



## 令和6年12月に 健康保険証は廃止されます

マイナ保険証  
へ移行

令和6年12月2日以降、現在使用している健康保険証は発行されなくなり、『マイナ保険証』（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を使用する仕組みに移行されます。今号では、【マイナ保険証への移行に際し企業が把握すべきポイント】についてご説明します。

### ★健康保険組合にご加入の事業主様へ★

本紙では、協会けんぽの取り扱いをご説明しています。健保組合における対応は本紙の内容と異なる場合がありますので、詳細は[各健保組合のHPや案内資料等でご確認ください。](#)

### 《マイナ保険証への移行に際し企業が把握すべきポイント》

1. 令和6年12月2日以降、健康保険証が発行されなくなる
2. 現在使用している健康保険証は、**最大1年間使用**できる
3. マイナ保険証を持っていない人は、資格確認書により医療機関を受診できる
4. 新入社員に対しては、**マイナ保険証が利用可能か確認**を行う

### 1. 令和6年12月2日以降、健康保険証が発行されなくなる

- ・令和6年12月2日以降、健康保険証が発行されなくなります。氏名変更や扶養親族の追加等があった場合も、変更・追加後の健康保険証は発行されません。

**【ココに注意】** 令和6年12月1日以前に健康保険に加入した場合でも、11月29日までに日本年金機構で事務手続きが完了しなかった場合は、健康保険証は発行されません。（氏名変更や扶養親族の追加等についても同じです。）

### 2. 現在使用している健康保険証は、最大1年間使用できる

- ・令和6年12月1日時点で有効な健康保険証は、最大1年間（**令和7年12月1日まで**）使用可能です。

**【ココに注意】** 退職や氏名変更等をした場合は、その時点で健康保険証が失効します。

### 3. マイナ保険証を持っていない人は、資格確認書により医療機関を受診できる

- ・マイナ保険証の登録をしていない場合は、協会けんぽから発行される資格確認書（プラスチック製のカード）により医療機関を受診することができます。（資格確認書の発行については、次ページの⑤をご参照ください。）

### 4. 新入社員に対しては、マイナ保険証が利用可能か確認を行う

- ・貴社にて健康保険に新規加入する方がマイナ保険証を利用できない場合、健康保険の資格取得の手続きと同時に、資格確認書の発行申請を行うことになります。
- ・そのため今後は、健康保険に新規加入する方に対し、**マイナ保険証が利用可能か**（マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしているか）を確認していただくことになります。

# \* 令和6年12月2日以降の受診方法 \*

【注】健康保険組合の取り扱いは、下記と異なる場合があります。

## ① マイナ保険証 ★現在も使用可能



- ・令和6年12月2日以降、マイナ保険証での受診が基本となります。
- ・マイナ保険証の登録をしていない方に対し、早めの登録を推奨することをお勧めします。

マイナ保険証が  
利用できない場合

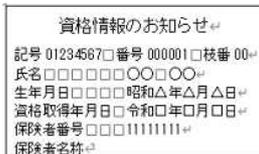
- ・医療機関にマイナ保険証のカードリーダーがないとき
- ・カードリーダーの不具合等により使用できないときなど

## ② マイナ保険証 + マイナポータル資格情報画面 (スマホ)



- ・スマートフォンにマイナポータルアプリをダウンロードする必要があります。
- ・「ログイン」⇒「健康保険証」で表示される資格情報を医療機関に提示します。

## ③ マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ (紙製カード)



- ・「資格情報のお知らせ」は、被保険者・被扶養者全員分が以下のスケジュールで会社宛てに送付されます。
  - 令和6年6月7日時点の加入者：令和6年9月送付
  - 令和6年6月10日以降に加入した11月29日時点の加入者：令和7年1～2月送付
  - 令和6年12月2日以降の加入者：資格取得届の手続き完了後送付 (上記の日付は資格取得日ではなく、手続き完了日)

## ④ 現行の健康保険証 ★R7.12.1まで



- ・退職や氏名変更等で失効しない限り、令和7年12月1日まで医療機関での受診が可能です。

## ⑤ 資格確認書 (プラスチック製カード)



- ・マイナ保険証の利用登録をしていない方に対し発行されます。
- ・令和6年12月1日までの既存加入者の分は、令和7年12月1日までに会社宛てに送付されます。
- ・令和6年12月2日以降の新規加入者については、原則、資格取得届と同時に発行申請することになります。(上記の日付は資格取得日ではなく、手続き完了日)

### \* あおぞらスタッフだより \*

11月11日といえば、「ポッキー・ブリッツの日」と思い浮かぶ方が多いかと思いますが、「チンアナゴの日」でもあるそうです。ご存じでしたか？  
気になってチンアナゴのことを調べてみると、初歩的などころですが、チンアナゴの名前の由来に驚きました。『顔が狎(チン)という犬に似ているから』だそうです。すぐに狎を検索してみましたが、私はあまり共感できませんでした(笑)  
習性、生態などもかわいくて、久しぶりに水族館に行きたくなりました。チンアナゴって見てるとなんだか癒されますよね。[吉]

